

久喜宮代衛生組合自動販売機設置事業者募集要項

久喜宮代衛生組合（以下「衛生組合」という。）では、衛生組合所有施設内への飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置及び運営を目的とする衛生組合所有財産の貸付の相手方（以下「設置事業者」という。）を総合評価方式により募集します。

募集に参加される方は、本募集要項及び別添仕様書等を熟読し、内容を承知した上で参加してください。

1 目的

衛生組合所有財産の有効活用及び設置事業者選定手続きの公平性や透明性を高めることを目的とします。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員でないこと。
- (4) 法人にあつては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては久喜市内又は宮代町内で事業を営んでいること。（法人格のない団体は個人とみなし、代表者の資格要件を審査します。）
- (5) 自動販売機の設置業務において、2年以上管理し、又は運営した実績を有していること。
- (6) 国又は地方公共団体（地方職員共済組合等を含む。）が行う募集に係る貸付物件の種類及び規模をほぼ同じくする契約等を過去3か年の間に締結し、全て誠実に履行していること。
- (7) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、当該許認可等を有していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき

再生手続開始の申立てをしていない者であること。

3 募集事項等

(1) 募集事項

自動販売機を設置するための衛生組合所有財産の賃貸借

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づき自動販売機設置のための行政財産の賃貸借とします。

(2) 貸付期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

(3) 貸付場所及び面積等

物件番号	物件名称	所在地	貸付面積	台数
1	久喜宮代清掃センター	南埼玉郡宮代町大字和戸 1276-1	2.0 m ² 以下 (W1.20m×D0.80m)	1台

※貸付面積には、放熱余地・回収ボックス設置部分を含みます。下段（ ）内は、自動販売機の設置面積です。

(4) 販売本数実績（参考）

令和2年度 5,615本

(5) 貸付条件等

別添自動販売機設置場所貸付に係る仕様書及び物件調書のとおりとします。

4 応募手続

(1) 応募書類の提出期間

令和7年1月20日（月）から令和7年1月31日（金）まで

※受付時間は、午前9時から午後5時までとします。

※土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(2) 提出先

南埼玉郡宮代町大字和戸1276番1

久喜宮代衛生組合総務課庶務係

(3) 提出方法

持参または郵送（当日消印有効）に限ります。なお、提出書類に不足がある場合は、受付できません。

(4) 提出書類（提出部数は各1部）

ア 久喜宮代衛生組合自動販売機設置事業者募集申込書（様式第1号）

イ 賃貸借料提案書（様式第2号）

ウ 自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）

エ 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（法人の場合のみ／写し可）

オ 住民票（個人の場合のみ／写し可）

カ 許認可等の免許書の写し（許認可等を要する場合）

キ 自動販売機の設置業務実績（主なもの）

ク 設置する自動販売機、附属品等のカタログ

※提出書類は返却しません。

※法人の場合は、代表者印とすること。ただし、応募手続の際、代理人を定める委任状を提出する場合は、その使用する印鑑とします。

※区分エ及びオについては、提出日前3か月以内のものに限ります。

(5) 賃貸借料提案書（様式第2号）に記載する金額

ア 記載する金額は、年額とします。

イ 賃貸借料提案書（様式第2号）記載金額は、屋外物件であるので消費税及び地方消費税が非課税のため、見積もった提案賃貸借料（年額）を記入してください。

ウ 賃貸借料提案書（様式第2号）の金額記載欄で使用する文字は、算用数字とし、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

エ 賃貸借料提案書（様式第2号）は、封筒に入れた後、封筒の継目部分に割印（担当者印可）し、提出してください。

オ 賃貸借料提案書（様式第2号）及び封筒は、ボールペン等容易に消すことができない筆記用具で記載してください。

5 応募書類の確認等

衛生組合の担当者から応募書類に関し説明を求められた場合は、応募した者の負担において説明していただきます。

6 質問及び回答

(1) 質問の方法

募集に関し質問がある場合は、質問書（様式第4号）を提出してください。

(2) 提出期間

令和7年1月22日（水）17時まで

(3) 提出方法

FAXまたは電子メールで下記問い合わせ先へ提出してください。

(4) 回答方法

質問者に対しFAXまたは電子メールで個別に回答した後、質問と回答を衛生組合のホームページに掲載します。なお、最終回答は、令和7年1月24日（金）17時までに行います。

7 設置事業者の選定方法等

(1) 設置事業者の選定方法

次に掲げる各要件のいずれにも該当する応募者のうち、内容点及び価格点の合計点数（以下「総得点」という。）の最も高い者を設置事業者として選定します。

ア 賃貸借料提案書（様式第2号）に記載する金額は、本衛生組合行政財産使用料以上（年額1,166円以上）であること。

イ 自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）（以下「提案書」という。）の各提案内容が、すべて記載されていること。なお、該当なしの場合はその旨を記載のこと。

(2) 具体的選定方法

設置事業者は、「総得点」の最も高い者となります。

(3) 総得点の算定方法

総得点 = 内容点 + 価格点

評価項目及び評価点

		評価項目	評価の視点	配点
内容点	1	利用者貢献度	場内の働く人や来客に対して十分なサービスの提供ができるか	20点
	2	自動販売機機能	省エネルギー性能など付加機能	10点
	小 計 点			30点
価格点		提案価格	提案賃貸借料に基づき算定	70点
総 得 点				100点

*内容点及び価格点の算出に当たっては、小数点第1位までを有効とし、少数点第2位で四捨五入します。

*総得点の最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高い者を設置事業者とします。また、総得点の最も高い2者以上の者の内容点が同点の場合は、内容点が同点の者のくじ引きで設置事業者を選定します。

(4) 設置事業者の選定期間

選定は、令和6年2月までに行う予定です。

(5) 選定結果の通知

令和6年2月21日（金）以降、選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知します。

(6) 設置事業者選定の例外

設置予定事業者の選定期間において資格要件を満たしていない者は、設置事業者としません。また、総得点の最も高い者を設置事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合は、その者から、事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を設置事業者とせず、次点の者を設定事業者とします。

(7) 設置事業者等の公表について

設置事業者を選定したときは、次の事項について、衛生組合ホームページに掲載するものとします。

- ア 公募自動販売機数
- イ 公募参加者数
- ウ 設置事業者選定日
- エ 設置事業者名
- オ 設置事業者の総合評価得点（総得点）

8 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とします。

- ア 不正行為による応募
- イ 賃貸借料提案書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明瞭なとき
- ウ 賃貸借料提案書の記名押印、封筒への割印を欠くもの及び金額を訂正したもの
- エ 募集申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの
- オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

- ア 提出書類は、提出期限を過ぎた後は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。ただし、衛生組合から補正を求められた場合は、この限りではない。
- イ 設置事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認める時は、選定期間を延期し、又は取り止めることがある。

9 契約の締結

(1) 契約締結期限

令和7年3月21日（金）

(2) 契約書

契約書は衛生組合が作成します。印紙税法（昭和42年法律第23号）に基づ

く、印紙のはり付けは、設置事業者の負担とします。

1 0 自動販売機の設置

自動販売機の設置作業は、衛生組合と協議の上、令和7年4月1日（火）から令和7年4月7日（月）の間に実施してください。

1 1 設置事業者の決定取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すものします。

ア 契約締結期限までに、契約の締結がされなかったとき

イ 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき

ウ 設置事業者が応募者の資格を失ったとき

エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくない
と衛生組合が判断したとき

(2) 設置事業者の選定を取り消したとき及び設置事業者が契約を締結しないときは、久喜宮代衛生組合自動販売機設置事業者選定委員会の審査において次点の者と随意契約交渉を行う。

1 2 その他

この要項に定めがない事項は、地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び久喜宮代衛生組合契約規則（平成30年規則第3号）の規定によるものとし、衛生組合と協議の上、定めるものとします。

1 3 問い合わせ先

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸1276-1

久喜宮代衛生組合総務課庶務係

TEL 0480-34-2042

FAX 0480-32-5361

E-mail soumu@crt-kuki.miyashiro.saitama.jp